

○財務省告示第三百二十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年十一月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十二月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第六十六回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第I非

価格競争入札発行」という。）

価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い

ものからその応募額を順次割り

当てる。

五 募入決定の

イ 方法 価格競争

入札発行

十 十		九 八		七		六	
イ 一				ロ	イ	ロ	イ
発 行 行 日	発 行 行 日	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 入 札 発 行 行 日	行 争 非 者 特 国 入 札 発 行 行 日	行 争 非 者 特 国 入 札 発 行 行 日	行 争 非 者 特 国 入 札 発 行 行 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 一 円 五 十	平 成 三 十 年 十 一 月 二 十 一 日	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	円 千 九 百 六 十 一 億 九 千 四 百 六 十 万	八 千 百 八 十 五 億 千 七 百 十 万 円	額 面 金 額 で 千 九 百 三 十 二 億 円	額 面 金 額 で 八 千 六 十 億 円
		す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と					込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。
							募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込

十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	口
入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	第二期以後の利子	初期利子	経過利率	行争非者特国入 札格第別債市 発競 I 加場行

財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成五十年九月二十日	平成五十年九月二十日	る利子を支払う。	いて、その日以前六月間に属す	日を支払期とし、各支払期にお	毎年三月二十日及び九月二十	$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$	規定する期日について同じ。	下、次号及び第十六号において	は、その翌営業日に支払う（以	期が銀行休業日に当たるとき	た金額を支払う。ただし、支払	期とし、次の算式により算出し	平成三十一年三月二十日を支払	$\frac{\text{償還金額の総額}}{100} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{62}{365}$	る。	定する期日に払い込むものとす	り算出した金額を第二十号に規	払込金額に加えて、次の算式によ	募入決定の通知を受けた者は、	年〇・七パーセント	五	額面金額百円につき百円五十	銭以上のそれぞれの応募価格
---------------	------	-------------	------------	------------	----------	----------------	----------------	---------------	---	---------------	----------------	----------------	---------------	----------------	----------------	----------------	---	----	----------------	----------------	-----------------	----------------	-----------	---	---------------	---------------

二十

者

込期日

平成三十年十一月二十一日